

■ 期待される役割

この計画を推進していくには、行政と地域住民、地域・地域にある組織や団体、家庭、学校が互いに連携・協働して取り組んでいくことが不可欠です。それぞれの立場に、めざす姿が実現できるよう以下の役割を期待します。

□ 地域住民

- ・地域活動や地域行事など各種活動に積極的に参加することが望まれます。
- ・地域や地域課題、子どもや学校の活動に関心を持ち、関わることを望まれます。
- ・自らの学びや活動を地域や他者のために生かされることが望まれます。

□ 地域・地域にある組織や団体

- ・障害の有無、性別、年齢、国籍などに関係なく、誰でも参加しやすい学びや活動の環境づくりが望まれます。
- ・誰でも活躍できるような組織や運営体制づくりが望まれます。
- ・地域の実態やニーズに合った学びや活動の機会や、学びや活動の成果を生かせる場の創出が望まれます。
- ・学びや活動を通じたつながりづくりや、そのつながりが広がることを望まれます。

□ 家庭

- ・子どもの地域の学びや活動への参加を促すことが望まれます。
- ・保護者自身が地域の活動に積極的に参加し、その姿を子どもに見せる、伝えることが望まれます。
- ・保護者が地域で子どもを育てることを理解し合い、協力し合うことが望まれます。

□ 学校

- ・「地域とともにある学校」づくりの取組の推進を図ります。
- ・学校運営協議会(コミュニティ・スクール)等を通じて、地域住民の関わりを広げることを進めます。

□ 行政

- ・社会教育を推進する役割を担い、基本理念の実現に向け体制づくりに努めます。
- ・基本理念を踏まえた施策や取組を行うとともに、関連諸計画等の策定（改訂）を行います。
- ・地域のニーズや、実態や課題などの把握に努め、必要な支援を検討します。

■ 計画の期間

5 年（2024年度～2028年度まで）

この5 年間は、この計画の基盤整備の期間とし、関連諸計画等との整合性を図ります。また、長期的な視点を持ち、庁内の連携体制の強化と社会教育の普及を行います。

■ 計画の推進

この計画の理念について、地域住民への理解促進を図り、情報共有に努め、市全体で取組を進めます。

また、計画の推進にあたっては、行政と地域住民・地域・家庭・学校、さらに、社会教育関係団体、青少年団体、NPO 法人、大学、企業など、多様な主体と連携・協働しながら効果的な施策の展開を推進します。

2024年6月

発行 豊岡市教育委員会事務局社会教育課
〒668-8666 豊岡市中央町2番4号
電話 0796-24-8113（直通）FAX 0796-23-6577
Mail shakaikyoubu@city.toyooka.lg.jp



豊岡市社会教育基本計画【概要版】

■ 策定の趣旨

本市では、これまで社会教育という広い枠組みの中で、文化芸術、スポーツ、地域コミュニティ分野など個別に計画等を策定し、様々な施策に取り組んできました。しかし、市の社会教育がどの方向に向かうのか、何をめざすのかといった方向性を定めたものではありませんでした。

国の中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」（2018年12月）では、地域における社会教育の意義と役割として「社会教育」を基盤とした「人づくり・つながりづくり・地域づくり」が一層重要であると示されました。

近年、人口減少や少子高齢化、核家族化といった社会環境の劇的な変化が進み、インターネット等の普及や急速な進展等により、生活環境やライフスタイルは急速に変化しています。

本市においても、人口流出による人口減少や少子高齢化が進み、また、住民の意識や価値観が多様化するとともに地域とのつながりが希薄化するなど、地域を取り巻く環境は変化しており、社会情勢の変化等に対応した社会教育を進めていく必要があります。

このような状況を踏まえ、本市の社会教育をより一層推進するため、市の社会教育のめざす姿や社会教育行政が果たす役割を示す「社会教育基本計画」を策定することとしました。

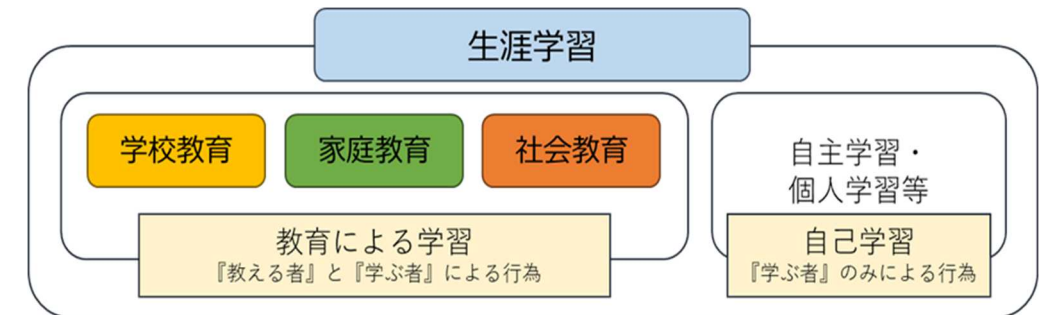
■ 社会教育とは

社会教育法（社会教育の定義）

第2条 学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

教育基本法（社会教育）

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

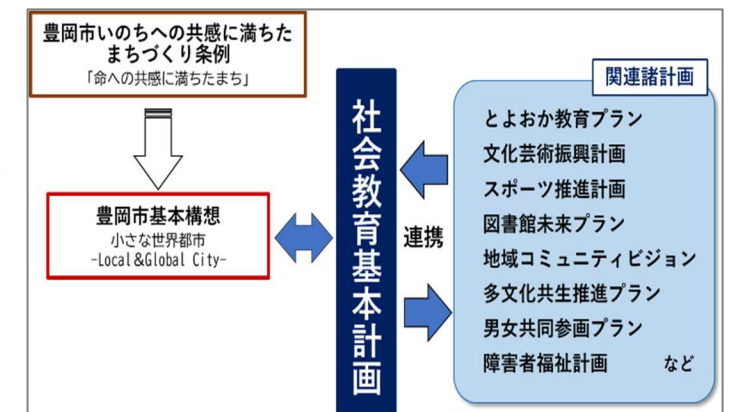


■ 計画の位置づけ

この計画は、「豊岡市のちへの共感に満ちたまちづくり条例」の理念のもと、豊岡市における社会教育関連施策の指針となります。

社会教育を含む関連諸計画等と連携を図りながら、社会教育関連施策を総合的に推進します。

また、庁内の各部署においては、この計画の基本理念を踏まえ、施策や取組を行うとともに、関連諸計画等の策定（改訂）を行います。



■ 基本理念

この計画では、めざす姿を基本理念として掲げ、基本理念の具体的な姿を基本方針として定めます。

学びや活動による 「自分づくり・生きがいづくり・つながりづくり・まちづくり」の推進

本市においては、社会教育の意義や果たすべき役割として、

地域住民一人一人が学びや活動を通して、自分らしさや個性を発揮できる「自分」づくり

地域住民の学びや活動から生じる喜びや活力によりもたらされる「生きがい」づくり

地域住民の学びや活動を通して、住民相互が育む信頼や連帯を基礎にした「つながり」づくり

地域住民の学びや活動がまちの課題解決や活性化につながる、活力ある「まち」づくり

の4つを位置づけ、それらを基本方針の柱としました。社会教育は個人の成長と住民相互の関係性の醸成、そして地域社会の発展のすべてに重要な役割を持っています。

この計画では、「社会教育」を基盤とした「自分づくり・生きがいづくり・つながりづくり・まちづくり」を進めるとともに、活力あるまちとなるよう学びや活動の「好循環」が生まれることをめざします。

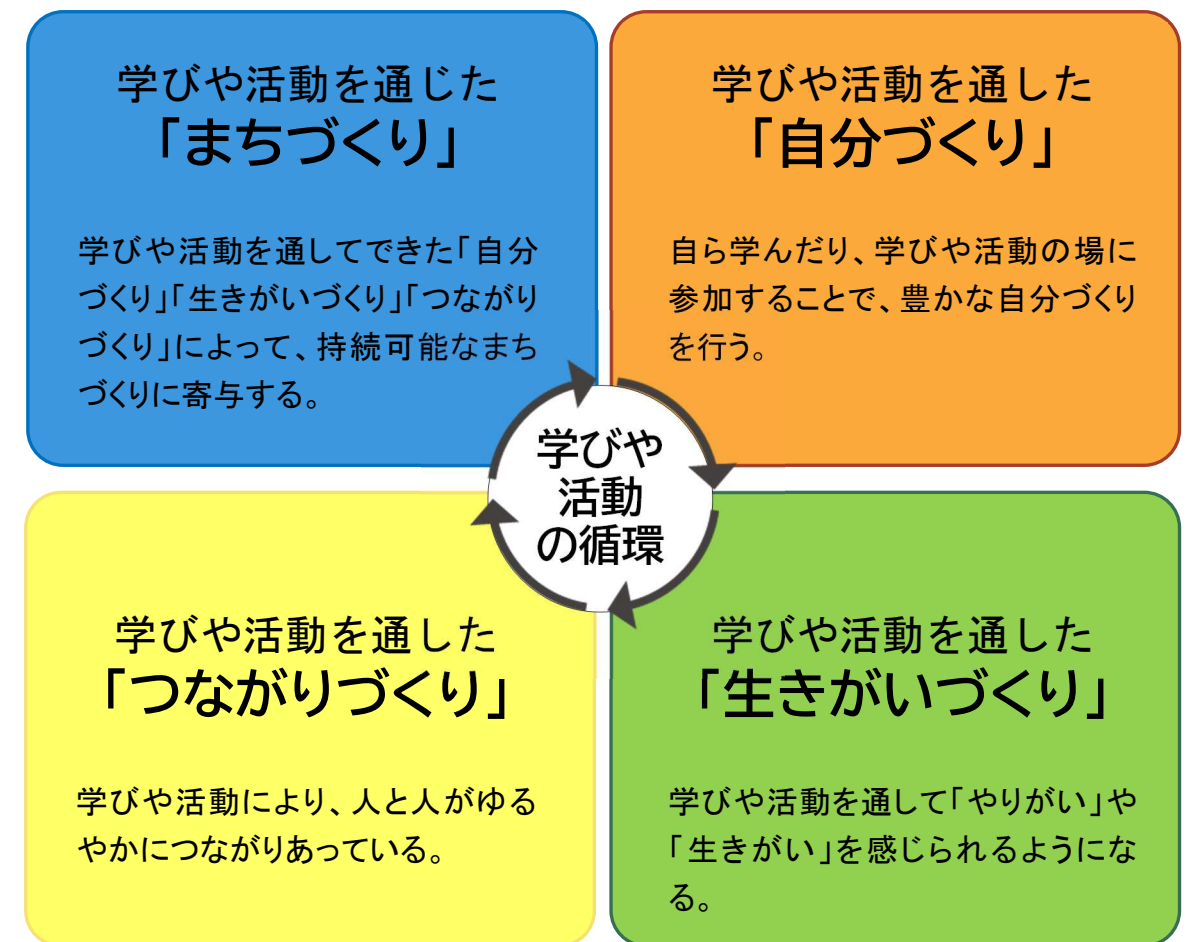
社会教育行政の役割は、学びや活動の環境づくりであり、社会や個人の変化に敏感でありつつ、地域の状況を踏まえながら、地域住民それぞれが「自分づくり・生きがいづくり・つながりづくり・まちづくり」に取り組めるよう、多様な学びと活動を支援します。

また、すべての人のウェルビーイング¹の実現のためにも、学習機会が保障され、学ぶことで充実感を得て継続的な学びにつながるよう、情報提供や仲間とつながりながら学ぶことができる環境整備を図ります。一方で、学びや活動に参加しにくい状況にある人や学びや活動から疎遠になっている人たち、学びたくても学べない人たちなど誰一人取り残されることのない社会的包摂の実現に向け、情報提供や啓発とともに様々な学習機会の提供に努めます。

¹ウェルビーイング (well-being) とは

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。(第4期教育振興基本計画より)

■ 基本方針



■ 施策の方向性

- 情報提供、情報発信の充実を図ります。
例) SNS等を用いた学びや活動の様子の発信
- 多様なニーズに対応した学びや活動の機会の充実を図ります。
例) 楽しく、身近で前向きに取り組みやすいテーマの設定
参加型イベントなど参加しやすい工夫
- 社会情勢の変化等に対応した学びや活動の機会を検討します。
- 地域住民の学びの場となる社会教育施設等は利用しやすい環境を整えます。
- 学ぶもの同士が交流できるような機会の創出に努めます。
- 学びや活動の成果を生かせる仕組みづくりを検討します。
例) 社会参画やボランティア活動などにつなげていけるような機会や場の検討
- 地域にある各種団体等の活動の支援を行います。
- 多様な機関、団体等との連携を進めます。

施策の実施にあたっては、ニーズとその必要性を精査し、取組を進めていきます。